

会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 平成28年2月17日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

1番	藤田尚美君
2番	秋山泉君
3番	尾野政子君
4番	伊藤裕一君
5番	長田麻美君
6番	山本伸子君
7番	杉森弘之君
8番	須藤京子君
9番	黒木のぶ子君
10番	甲斐徳之助君
11番	池辺己実夫君
12番	守屋常雄君
13番	市川圭一君
14番	小松崎伸君
15番	石原幸雄君
16番	遠藤憲子君
17番	鈴木かずみ君
18番	利根川英雄君
19番	山越守君
20番	板倉香君
21番	柳井哲也君
22番	中根利兵衛君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
人 事 部 長	川 上 秀 知 君
総務部長事務取扱	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	八 島 敏 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会 計 管 理 者	大和田 伸 一 君
監査委員事務局長	土 井 清 君
農 業 委 員 会	
事 務 局 長	結 速 武 史 君

市長公室次長兼	
行政経営課長	飯 野 喜 行 君

人事部次長兼	
人 事 課 長	小 川 茂 生 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市 民 部 次 長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼	
環境政策課長	梶 由紀夫 君

経済部次長兼	
農業政策課長	飯 泉 栄 次 君

建設部次長 加藤 晴大 君

建設部次長兼

施設整備課長 長谷川 啓一 君

教育委員会次長 中澤 勇仁 君

1. 議会事務局出席者

事務局長 滝本 仁 君

書記 中根 敏美 君

書記 飯村 彰 君

書記 飯田 晴男 君

平成 2 8 年第 1 回牛久市議会臨時会会期日程表

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	摘 要
第 1 日	2 月 1 7 日	水	午前 1 0 時	○開 会 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○議案上程（1 号～ 8 号） ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○閉 会

平成 2 8 年第 1 回牛久市議会臨時会

議事日程第 1 号

平成 2 8 年 2 月 1 7 日（水）午前 1 0 時開会

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期の決定
- 日程第 3. 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4. 議案第 2 号 牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第 3 号 牛久市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第 4 号 平成 2 7 年度牛久市一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 7. 議案第 5 号 平成 2 7 年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8. 議案第 6 号 平成 2 7 年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 9. 議案第 7 号 平成 2 7 年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 0. 議案第 8 号 平成 2 7 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）

午前１０時００分開会

○議長（市川圭一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は２２名であります。定足数に達しておりますので、平成２８年第１回牛久市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名

○議長（市川圭一君） 会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、１４番小松崎伸君、１５番石原幸雄君をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

まず、今期臨時会に提出のあった案件は、議案第１号ないし議案第８号の８件であります。

次に、市長から、地方自治法第１８０条第１項の規定により報告第１号及び報告第２号、専決処分の報告について報告がありましたので、その写しをもって報告済みといたします。

次に、牛久市議会会議規則第１６６条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、今期臨時会に説明員として地方自治法第１２１条の規定により出席した者は、お手元に配付した名簿のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定について

○議長（市川圭一君） お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日限りといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日１日限りと決定いたしました。

次に、日程第３、議案第１号ないし日程第１０、議案第８号の８件を一括議題といたします。

議案第１号 専決処分の承認を求めることについて

議案第2号 牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について

議案第3号 牛久市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第4号 平成27年度牛久市一般会計補正予算（第6号）

議案第5号 平成27年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第6号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

議案第7号 平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

議案第8号 平成27年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成28年第1回牛久市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位に御出席を賜り、ここに開会でき得ますことを心から感謝申し上げる次第であります。

本臨時会に提出いたしました議案は、専決処分の承認、条例の改正、補正予算など8件であります。

それでは、議案の順に従いまして、御説明申し上げます。

議案第1号は、平成28年度税制改正大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことに伴い、牛久市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分といたしましたので、その承認を求めるものであります。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、市民税及び特別土地保有税の減免の申請書に個人番号の記載が必要とされていましたが、改めて個人番号の記載を不要とする改正を行ったものであります。

議案第2号は、牛久市部等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、平成28年度の組織機構の変更に伴い、職員の人事関連の業務を専門的に担当した人事部を廃止し、市全体の政策や財政を総合的に調整・担当する部署として、新たに経営企画部を設置するものであります。

議案第3号は、牛久市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

本件は、人事院勧告に基づき、平成27年4月1日にさかのぼって給料月額を平均0.4％引き上げ、勤勉手当については平成27年度から支給月数を年0.1月引き上げるもの、同様に特別職及び再任用職員においては、平成27年度から期末手当を年0.05月引き上げるものであります。また、フレックスタイム制の拡充に伴う職員の勤務条件の改定及び地方公務員

法の改正に伴い、現在規則で規定している等級別職務法を条例で規定するものであります。

議案第4号は、平成27年度牛久市一般会計補正予算（第6号）でありまして、既定の予算額に2億3,951万4,000円を追加し、予算の総額を271億3,210万9,000円とするもので、歳入歳出予算及び繰越明許費について補正するものであります。

まず、第1表の歳入歳出予算のうち、歳入の主なものといたしまして、国庫補助金は年金生活者等支援臨時福祉給付金事業に対する補助金の計上であり、繰入金は今補正予算を調整した結果生じた財源不足を補うため、財政調整基金繰入金を増額計上するものであります。

歳出につきましては、主にそれぞれの職員給与費目において、人事院勧告に基づく職員給与の増額及び今年度の支給見込み額に基づく予算調整を行うものであります。

このほか、民生費につきましては、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援策として実施する年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給費を計上しており、当事業につきましては全額国庫補助金が措置されたものであります。

また、今年度の生活保護費の支給見込み額が不足することから、増額計上を行うものであります。

第2表の繰越明許費の補正につきましては、今補正において歳出予算に計上いたしました年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給事業につきまして、予算を翌年度に繰り越して使用する必要があるため設定するものであります。

議案第5号の平成27年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第6号の平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、議案第7号の平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）及び議案第8号の平成27年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の各補正予算案につきましては、職員給与費目において人事院勧告に基づく職員給与の増額及び今年度の支給見込み額に基づく予算調整であり、財源につきましては一般会計からの繰入金により措置するものであります。

以上が、専決処分の承認、条例の改正、補正予算の概要であります。詳細につきましてはお手元の議案書等により御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 以上で、市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第1号についての質疑を許します。7番杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） 議案第1号について、質問いたします。

マイナンバー法の関連ですが、ただいまの御説明の中で、個人番号の記載がこれまで必要とされていたが、改めて個人番号の記載を不要とする改正を行ったと述べられているわけですが、なぜ改正を行ったのかについてお聞きをいたします。

例えば、上位法自体の中に何らかの欠落があったのか、あるいは誤りがあったのか、あるいは

は改正がされたのか、そういった何らかの理由があるのかどうなのか、その点についてお聞きいたします。

○議長（市川圭一君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） お答えいたします。

今回、改正の内容は2点ございまして、まず1点目は、市民税の減免申請書に個人番号を記載しなくてもいいという改正が1つ。そちらの理由は、市民税の課税の基礎資料となる所得税の確定申告書及び給与支払い報告書につきましては、今後個人番号が記載されたものが市へ提出されるということになってございます。市側で個人番号の把握ができるために、再度の減免申請においては記載してもらう必要がなくなったという理由ということでございます。

もう一点、特別土地保有税の減免申請なんですけれども、こちらは平成15年度より課税が停止されているということから、現実的に使用することは考えられないということでの記載が必要ではなくなったというものにされたということでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 杉森弘之君。

○7番（杉森弘之君） そうしますと、特に上位法のほうで何らかの変更があったということあるいはその中に何らかの瑕疵があったということではなくて、条例自体が実際のところ合っていない、不的確なところがあったので改正をするという意味合いなのか、何らかの事情が変わったということなのか、その辺がちょっとよくわからないものですから、もう少し説明をお願いしたいと思います。

○議長（市川圭一君） 総務部次長藤田 聡君。

○総務部次長（藤田 聡君） 失礼しました、上位法が改正になったという根拠でございます。ですから、先ほど言った理由により上位法が改正になって今回条例も改正するという事で御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で、議案第1号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第2号についての質疑を許します。8番須藤京子君。

○8番（須藤京子君） それでは、議案第2号について質問させていただきます。

本議案は28年度の組織機構の変更に伴うということで、27年度の部等の設置の状況というのは前市長時代にされたもので、他市と比べてみると、人事部が創設されたり、若干違和感を覚えるようなものが組織編成されていたと私はそう感じております。その点が是正されて、組織機構としては、私たちに全協で示された機構図を見ても十分納得できるようなものであるということを、まずお伝えしたいと思います。

ただ、個人的な感想としては、市民部に設置されている男女共同参画推進室は経営企画部あたりに持って行って、いわゆる市民活動としての男女共同参画の推進というようなレベルから全庁的、全市的に女性の活躍ができるような、男女ともそれぞれの固定的な性別役割から解放されて、それぞれが生き生きと輝けるというような組織づくりが必要ではないかと思うんですが、これも今後の課題であろうという認識をいたしまして、質問といたしましては、市議会の議会事務局が、事務局長が部長級になり庶務議事課がきちんと位置づけられるというようなことで、これもまた評価をしたいと思っております。ここの議会事務局の人員体制、それと結局、課になったとしても庶務と議事が分かれるわけではなく、庶務議事課というようなことで一本化ということになると、これまでの仕事のあり方としては流れは変わらないのか。それと議会開会時の体制が、これまで総務と連携しながら応援をいただくというようなことでしたけれども、議会事務局の人員の増設は、根本市長にかわられて1人途中で増員はされましたけれども、やはり議会全体を見てみますと、議事録が私たちを含めて公表される時期等含めると若干手薄なのかなと、おくれが目立つなというようなことを思っておりますが、その人員体制も含めてどのように変わっていくのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） ただいまの御質問でございますが、議会事務局におきましては、さきの一般質問等でも御答弁させていただきましたとおり、議会事務局長については部長級とするという中で組織づくりを進めてまいるという考えでございます。

また、議会事務局内の人員等についての御質問につきましては、現在まさに新年度に向けた組織づくりを今検討しているところでございまして、今年度途中から職員1名を増員させていただいたという中で業務量、あるいは今後想定されていく議会の業務量等も含めながら、今後の人員を今練っているというところでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（市川圭一君） 須藤京子君。

○8番（須藤京子君） 一気に変わっていかうというのは、限られた人員の中でどのように人を配置するのかということは、議会が一方向的に申し上げるということもなかなか難しいということは承知しております。

しかしながら、議会がどういうふうに機能するのか、また市自体も議会を活性化させることでより透明な、そして市民のニーズ、そういうものの的確に捉えている議員を活用することで政策に反映させていくというような考え方が根本にあるかどうかによって、いわゆる議会が開会しているときにだけ対応していればいいのだというような考え方で執行部として議会を捉え、事務局がその対応をしていけばいいんだというような考え方であると、この先も展望がないよ

うな気がするんです。

その点、市長としては議会に対して、もちろん私たちが切磋琢磨してこの議会を盛り上げていかなければならないことは当然ではありますが、議会を、議会事務局を充実させることによって市民に返っていくものがあると認識される部分がおありになるかどうか、ちょっとその点を確認させていただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も市議会議員をやっているんですけど、それで感じたことは、我々の仕事はこの人数だったらもう何も頼めないということで終わっていたんですけども、やはり人員スタッフがしっかりと、こういうことも知りたいなと、こういうこともお願いしますと、それは結局議会の皆さんの発展につながります。ですから、そういう点、多くなれば多くなってもいいんじゃないかと、でもやっぱりそのキャパを持っていることが、私は一番必要なことだと思います。

また、部長級にしたのも、やっぱり議会も1つの部署と、そして議員の皆さんが扱っている職務なんですから、やはり議会の庁議においても議会の立場を局長からいろんなものを話してほしい、こういう立場なんです。今、議員の皆さんはこういうことをやっていますということで私は部長級にさせていただきます。

もし、今人員的にもこれが不足するということがあれば、またこちらでも事務局とも相談しながら対応に当たっていく次第になります。以上でございます。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。16番遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、議案第2号について質問させていただきます。

この議案につきましては、市長がかわられ運営方針も変わった部分もございますのでこのような条例改正になったと思われそうですが、今須藤議員からもありましたように、前年度27年度と比べましてどういうふう to 今度の条例改正について、比較ですね、どういうふう to 総括をしたのか、その辺を伺います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 一番大きなところは、人事部でございました。確かに人事は市を運営をする中で大変重要なことだと思いますが、人事部もまた、何と申しますか、部も限られていますし、人を配置するのも大切ですが、それ以上に市の運営自体、その経営自体、そういうことを一番重要にいたしまして、それを設置しまして、人事部をないがしろにするのではなくて、それに付随するものだと、こんな言葉を使っていいのかわかりませんが、それ以上の部署が必要だったということで御理解願いたいと思います。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、市長の御答弁で人事部というところがありましたが、この全協で配られました説明では、スピード感のある政策実現のためにという、細かにいろいろと5項目にわたって書いてあります。

特にその中で、この課名についてもわかりやすく親しみやすい名称に変更ということの基本的な考え方がございますが、新たに経営企画部、このことは市の政策全体のマネジメントをするというところでは、ますますこの名称について市民にとってどうなのかと私は考えてしまったわけなんです、やっぱり全体の総括も含めて新たにこのようになったということで、もっとわかりやすい表現の仕方、その辺のことをお考えの意思があるかどうか確認したいと思います。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私も、その名称につきましてもちょっとかたいかなという、市民の方には何だろうなという素朴な疑問もあることも確かだと思います。ただ、それが1つありますけれども、現在私はそのような言葉しかちょっと浮かばないというか、なかったのも、もしこれからもっと市民の皆様こういう名称があったらいいなということであれば、それはまた次年度に検討いたします。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。15番石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 今、議会事務局のことについてやりとりがございましたが、私からも数点確認をさせていただきたいことがございます。

まず1つは、市長も御存じかと思いますが、市長も含めて私が議員になったころは議会事務局に次長というポストがございました。今回の改正では、その次長というポストがないと判断をするわけなんですけれども、次長というポストを設けなかった理由は何かということと、今後それを設ける考えがあるのかどうか、そこについて確認をまずさせていただきたいと存じます。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） 議会事務局の改編等につきましては、いろいろと他市の状況等も踏まえながら検討を進めているところでございまして、次長につきましても、ポストということではございませんので、今後において議会事務局そのものがどういう体制が一番ベストなのか等も踏まえて、先ほども須藤議員からの御指摘にもございました市の職員の中がまた議会の中と一体的になって市政運営を進めていくという中で、来年度特に考えているのは、市の幹部職員を議会の視察等に随行させていただくというようなことも一つ取り入れていければなどということも考えているということで、そういった全体の役所の組織、取り組みの中でこういった組織がいいのかというのをおわせて今後検討していきたいと考えております。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○15番（石原幸雄君） 今答弁がありました、それではもう一点確認をさせていただきたいと思います。

今回の議会事務局の組織図の中では、庶議事務課というふうに1つの課が設けられるようになっております。将来的に、先ほどの市長の答弁ではございませんけれども、いろいろな需要が出てきた場合、庶務課と議事課というものを2つの課に分けるとということもあると認識をしておいてよろしいのかどうか、その点を確認させていただきたいと存じます。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） ただいまの御質問でございますが、可能性として全くそれを2つに分けるとかいうものを否定するものではなくて、その時々の実態に応じて課を分けるということは可能性としてはあろうと思います。現段階としては、庶務議事課一本という形の体制をとっていきたいという御提案でございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） さっき部長から、皆さんのいろんな委員会の研修がございますけれども、その幹部と言われますけれども、私自身は幹部の要するに課長・部長ではなくて、補佐もしくは主査あたりのこれからのいろんなことを勉強して行ってほしい、これから牛久を担ってほしい人が皆さんに随行していろんなお話を聞きながら、そしてそういう人を今度は市の職員から派遣していきたいなど、まだ調整はしていませんけれども、私の個人的な思いでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。17番鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） 私は、人事部の廃止、それから空き家対策を都市計画課まちづくり推進室に統合する、そして公共交通対策は経営企画課が所管する、そして下水道課を設けるというような、主にそういう点が中心かと思うんですけれども、ここに至った経緯を改めて伺います。

○議長（市川圭一君） 人事部長川上秀知君。

○人事部長（川上秀知君） 組織機構を変えるに当たって、現在取り組みをしている各種事業とさまざまな調整をしながら、一番効率的で今に合っている、そして市民の方の要望に応えられるような組織とは何だろうということを念頭に組織づくりを考えてきたところでございます。

そうした中で、公共交通につきましても、現在はまちづくりのほうで取り組みをいただいています。これは、公共交通が市民の足としてどういったものが一番いいのかということに強力に推し進めようということでそういう組織づくりをした。そういった中で、福祉部門に当初特化していたコミュニティバスかっぱ号につきましても市民ニーズが非常に高まってきたと

ということで、全体的な市民の公共交通機関として動き出したというようなこともさまざまございます。そういったものがあって、そういうものを一本化していったほうがいいんじゃないかということで、公共交通の部分を含め、まちづくり推進室から企画というのが新たに立ち上がる中で、全体的な市民の交通体系をどうしたらいいのということを踏まえる政策企画課のほうに持っていくというような考えで一つ成り立ってきたということ。

それと、牛久市の今までの一番大きなまちづくりの課題であったインフラの整備がおくれていた地域、これを強力に推し進めてきたというのがございます。特に雨水対策について、西側地域の雨水対策、こういったところを強力に推し進めてきた、並びに汚水、下水についても同様でございます。そういったものを一本化して、さらに引き続きそういった未整備地域におけるインフラの整備を強力に推し進めていこうということで、雨水と下水を一本化した下水道課というものを立ち上げていくというような、これまでの各種事業の課題等を整理した中で、今回の組織改編をしているということでございます。以上です。

○議長（市川圭一君） 鈴木かずみ君。

○17番（鈴木かずみ君） これまでもいろいろ私たちも一般質問などで取り上げたりして公共交通なんかは1つの課が必要ではないかというような形で、いろいろばらばらであったわけですね、公共交通に関してもそれから空き家対策にしてもですか。本当にそういう意味では、1つに統合されてそこが責任を持って市として対応をするということが求められていたわけで、今回こういう改正によってそういうことが総合的な視点で見えて進むのかなと期待をするわけなんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（市川圭一君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私市長に就任しまして、例えばコミュニティバスなんですけど、これはどこなのと聞いたら所管がわからなくて、そしたら社会福祉課ということで、市民の方もどこなのと、私がそう思っているんですから、恐らく市民の方、また議会の皆様もそういう、だったらもっとストレートな、言い回しじゃないけど使い回しというかそういうものがあつたらしいんじゃないかということで、私はそのように組織を変えました。しかし、これなども変えましたけれども、やはり組織図にストレートにあつたほうが私はいいと思いますので、そういう面でもやはりわかりやすい、そして職務をしやすい、そして皆さん市民にわかりやすいというコンセプトのもとでやってまいりましたが、またこれからもそういうものでやっていきたいと思っております。

もし、何か皆さんに御意見、御要望がありましたら、またその都度私のほうによろしくお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第2号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第3号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第3号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第4号についての質疑を許します。16番遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） それでは、議案第4号について質問いたします。

ページで言いますと12、13ページですが、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給するという項目の中なんです、この部分に対しましては、今安倍政権の一億総活躍社会の中で年金生活者に対しての給付をするということが補正予算で計上されてこういう形になったんだと思いますが、この対象者が1億7,700万円というところではかなり対象者が限定されていると聞いておりますので、その対象者をどのように把握をしていくのか、それといつごろ市としての支給の計画ですね、その辺はどうかを伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、対象者につきましては、平成27年1月1日時点で牛久に住所があった方で、平成27年度の市民税の非課税者になります。それと、課税されている方に税上の扶養になっていない方が対象になります。人数にしますと、5,900名を予定しております。支給開始は、申請が4月の中旬に始めまして、2週間程度で支給を始めます。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○16番（遠藤憲子君） 今、次長から対象者の説明がありましたけれども、住民税の非課税というところだけではなくて、たしか障害年金とかそういうのにも該当する方もどうか、これはインターネットからの情報なんです、その辺の扱いはどうかということ。それと申請はそういうふうになると思いますが、市民に対しての周知はどのようにされていくのか。かなり年金生活者の方で自分も該当するんじゃないかと思ってるしやる方も非常にいらっしゃるし、あとはたしか生活保護の受給者は対象外ということなんです、その辺のことについても伺います。

○議長（市川圭一君） 保健福祉部次長高谷 寿君。

○保健福祉部次長（高谷 寿君） まず、障害年金の基礎年金を受給されている方につきましては、平成28年度の当初予算に計上してありまして3月議会に上程する予定です。その方につきましては、9月以降に申請をいただいてその後に支給という形になります。生活保護受給者につきましては、対象外となります。

周知につきましては、対象者の方に直接市から通知を差し上げて申請をいただくという形をとります。以上でございます。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第4号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第5号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第5号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第6号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第7号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第8号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第8号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号ないし議案第8号の8件については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号ないし議案第8号の8件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。4番伊藤裕一君。

〔4番伊藤裕一君登壇〕

○4番（伊藤裕一君） 議案第3号牛久市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をいたします。

労働基本権制約の代償である人事院勧告に基づく一般職員給与引き上げについては反対するものではありませんが、本議案は市長、議員など特別職の期末手当についても0.05カ月分の引き上げを行うとしております。人事院勧告というのは国家公務員の給与に関する勧告でありますので、本来はこの地方自治の時代に必ずしも従う必要はないものでありますので、この

地方政治に対する国民の不信感が募り、議会不要論まで上がる中、私としては議会の重要性を示していけたらと考えておりますけれども、今はボーナス値上げをする環境にはないと判断し、これは一般職員の給与、特別職一括の議案ということで、やむを得ず今回は反対をさせていただきたいと思います。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

初めに、議案第1号ないし議案第8号の8件について順次採決いたします。

これより、議案第1号について採決いたします。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について採決いたします。

議案第2号、牛久市部等設置条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について採決いたします。

議案第3号、牛久市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号について採決いたします。

議案第4号、平成27年度牛久市一般会計補正予算（第6号）、本案は原案のとおり決する

ことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５号について採決いたします。

議案第５号、平成２７年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第６号について採決いたします。

議案第６号、平成２７年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第５号）、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７号について採決いたします。

議案第７号、平成２７年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第４号）、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８号について採決いたします。

議案第８号、平成２７年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

以上で、今期臨時会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成２８年第１回牛久市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後１０時４７分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 市 川 圭 一

署名議員 小松崎 伸

署名議員 石 原 幸 雄